

議員定数等調査委員会における協議項目及び協議方法について

(協議項目)

1. 議員定数、定数配分のあり方について

(議員定数については、企業団規約事項であり全構成団体議会の議決事項)

2. 議員報酬などの議会運営に係る経費について

(議員報酬等の議会運営経費については、企業団議会の議決事項)

(協議の方法)

3. 協議結果の取りまとめの方法について

(構成団体全議会の意見の一致を基本とする。)

4. 企業長並びに構成団体首長への要請について

(協議開始通知の取り扱い。協議結果の報告については別途協議。)

5. 理事者への出席要請について

(委員等から申し出があれば会議に諮って委員長が出席要請を行う)

6. 会議は公開する。